

2024 あおもりねぶたマルシェ 出店募集要項



あおもり産品販売促進協議会

2024 あおもりねぶたマルシェ 出店募集要項

■ 実施概要

青森ねぶた祭のメイン通りとなる青森市役所本庁舎前において、ねぶた祭期間中県内外から訪れる観光客の皆様へ、青森市の雄大な自然と優れた生産者の手で大切に育まれた「あおもり産品 ※」の魅力を広くPRすることをコンセプトに開催する『あおもりねぶたマルシェ』。

そんな「あおもり産品」にこだわった料理や加工品、一次産品を「知って・食べて・買って」いただく物販ブースに出店する生産者・生産者団体及び事業者を募集します。

※「あおもり産品」：青森市内で生産された農水産物

■ イベント概要

催事名称：あおもりねぶたマルシェ

主催：あおもり産品販売促進協議会

開催場所：青森市役所 本庁舎 サードプレイス

開催期間：2024年8月2日（金）～8月6日（火）（2023年来場者数：5日間延べ 約27,700人）

物販ブース：あおもり産品の販売、あおもり産品を使用した加工品、飲食物の販売

PRステージ：あおもり産品のPRに加え、購買意欲を掻き立てる「あおもりねぶたマルシェ出店者の紹介&食レポ」など出店者PRステージ等を実施（予定）

■ 募集内容

【出店場所】

青森市役所 本庁舎 サードプレイス 北のひろば（青森市中央1丁目22番5号）

【出店場所レイアウト】

別紙参照

【出店期間】

2024年8月2日（金）～8月6日（火）17:00～（概ね21:00まで）

【募集枠数及び出店料】

区分毎に下表のとおり設定します。

区 分	説 明	募集コマ数 (予定※)	出店料
あおもり産品産直 ブース	生産者（団体）が自ら生産したあおもり産品の販売、加工品や調理・飲食物の販売	5コマ 程度	売上金の5% (酒類販売あり：7%)
飲食店ブース	あおもり産品を使用・調理した飲食物の販売	5コマ 程度	売上金の10% (酒類販売あり：12%)

※募集コマ数は、出店の申し込み状況によって前後します。

● 小間スペース 間口 約3m× 奥行 約3m

- ・ 1 出店者につき 1 小間とします。
- ・ 出店する権利の転貸、売買、譲渡等については禁止します。あおり産品販売促進協議会（以下「主催者」という。）でそのような行為を確認した場合は、出店を中止します。
- ・ 主催者が用意するテント出店となります。なお、キッチンカーの出店は受け付けておりません。

【募集・申込期間】

2024年6月12日（水）～ 6月28日（金）

【出店資格】

出店資格者は、出店申込書の提出時点において、次の要件を全て満たすこととします。

- (1) 青森市内に住所を有する生産者または市内に主たる事業所を有する生産者団体、青森県内に主たる事業所を有する中小企業者、小規模企業者若しくは個人事業者であって、本イベントの目的及び趣旨を理解、賛同する方。

- (2) 反社会勢力やこれに準ずる者と関係がなく、また将来的にも関係を持たない方。

なお、出店申込者（個人または団体）または営業補助者が次に該当するときは、出店を認めません。

ア. 暴力団「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年 法律第77号）2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。」であるとき。

イ. 暴力団または暴力団員が経営を支配していると認められるとき。

ウ. 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。

オ. 暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しく関与しているとき。

カ. 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用するなどしているとき。

キ. 暴力団または暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

【出店条件】

- (1) 開催全日程に出店可能なこと。

- (2) 青森市産農水産品である「あおり産品」を販売、「あおり産品」を使用した加工品を販売、または「あおり産品」を使用したメニュー（飲食物）を販売すること。

【注意】主な販売品目（飲食メニュー）のうち、1品以上にあおり産品が使用されていること。

- (3) 食品の安全性や衛生管理に関する規制を遵守し、適切な製造、加工を行うこと。また、出店に際して必要となる許可や認証を有すること。

- (4) 当該出店募集要項及び留意事項を遵守し、協力して運営にあたることができること。

【申込方法】

別紙「出店申込書」に必要事項を記入の上、募集・申込期間内にメールでお申し込みください。
また、調理販売を行う出店者は、出店申込書と一緒に「臨時飲食店営業許可」の写しの提出をお願いします。

宛 先 : あおもり産品販売促進協議会事務局 宛 E-mail : aomorisanpin@gmail.com

【審査及び選定】

(1) 選定方法

- ・主催者において、出店申込書の内容をもとに下記の選定基準に照らし、販売内容のバランス等も考慮しながら総合的に審査し選定します。選定後、申込者全員に選定結果（選定・非選定）をメールにて通知します。
- ・審査内容については非公開とし、また審査結果に対するお問い合わせや質疑は受け付けませんので予めご了承ください。

(2) 選定基準

- ・「あおもり産品」のPRというコンセプトにあった販売品目となっているか。
- ・「あおもり産品」の食材を取り入れ、メニューのセールスポイントが明確であるか。
- ・「あおもり産品」の販売品目（使用食材など）が多様でバラエティに富んだ商品を展開し、集客に資するものであるか。
- ・お客様に喜んでいただけるメニューで、価格設定が適正であるか。

【小間仕様・貸与物等】

- (1) テント1張（3m×3m）、長テーブル（1.8m×0.6m）3台、折り畳みイス 2脚、クリップライト（100w相当）1台を無料で貸与します。
- (2) 各出店者の小間配置は主催者一任とさせていただきます。
- (3) 小間装飾、什器備品類、商品搬入搬出及び管理は各出店者が行ってください。
- (4) 各自小間スペースからはみ出さないようにお願いします。
- (5) テント裏側も人が通りますので、整理整頓を心がけるようお願いします。

【調理等について】

- (1) 小間スペース内での調理が可能です。ガス器具、ボンベ、発電機、調理什器類及び販売用容器等は各自で準備をお願いします。また、消防への届出が必要な火器類を使用する場合は、消火器の設置をお願いします。
- (2) 消防署への「露店等の開設届出」は主催者が取りまとめて手続きします。届出が必要な出店者は使用火器類について、出店申込書に必ず記入してください。
（※イベント初日 8/2 の開店前に消防確認を予定しております。）
- (3) 水道を使用する場合は、指定する共同シンクからのみ使用するようお願いします。
- (4) 油類の使用や汁物を提供する場合は、必ず地面シート等（段ボール不可）で養生し、汚れた際は各自で清掃し現状復帰をお願いします。
- (5) 調理販売を行う出店者においては、開催期間中、許可書を各自小間スペース内に掲示いただくようお願いします。

【物品管理について】

- (1) 夜間等（営業終了後から翌日準備時間まで）はテントの足を下げた状態で置いたままとなります。夜間等の各出店者の物品管理にご留意ください。
（※夜間の警備は付きませんので、貴重品等は持ち帰るようお願いいたします）
- (2) 夜間等の物品保管については、屋内駐車場（シャッター有）内に各出店者台車1台分のスペースを確保します。什器類・商品在庫等の保管にご利用ください。（※台車は各自ご用意）
- (3) 調理什器類などは都度持ち帰るか、その場に置いておく場合は、安全対策を万全に取った上での保管をお願いします。
- (4) 主催者において、売上金の一時預かりやつり銭の両替等はいりませんので、出店者の責任により厳重に管理、運営してください。
- (5) 主催者は、不可抗力により発生した事故（盗難、紛失、火災、破損等）の賠償責任を負いません。

【駐車場について】

駐車場は出店者につき1台分（※事前に登録した車両のみ駐車可能）を主催者が準備します。駐車証を貸与しますので、ダッシュボードに掲示の上、駐車してください。

【催事の中止・出店制限について】

催事開催までの期間及び開催期間中の新型コロナ感染状況や天候等により、催事の中止若しくは出店要件に制限を実施する（テイクアウトのみ、調理禁止など）場合があります。この場合、主催者は損害補償・補填はいたしませんのでご了承ください。

■その他留意事項

【搬入・設営・搬出について】

- (1) 初回搬入は8/2（金）の13:00から可能です。（※テント設営は、8/2（金）13:00完了予定）
- (2) 開店準備は各日16:00からとし、17:00には準備作業を終え、開店できるようお願いします。
- (3) 営業終了後は各日21:30までに片付けを終え、退場していただくようお願いします。
- (4) 最終日の営業終了後から順次テントの撤収を行います。最終日に持ち帰れない什器類等は屋内駐車場（シャッター有）内に保管できますが、8/7（水）の8:30～10:00の間に搬出をお願いします。
- (5) 最終日終了後には、各自小間スペースの清掃を必ず行い、原状回復するようご協力をお願いします。（炭のあとや破片の散乱、油污れ等、清掃料金が発生した場合は、出店者にご負担いただく場合がありますので、ご注意ください。）

【営業許可・衛生管理】

- (1) 食品衛生法に基づく許可等、営業に必要な許認可手続き等は、出店者の責任で対応してください。
- (2) 臨時営業の許可を受けた品目（調理方法含む）以外の品目を販売することはできません。
- (3) 食品を扱う出店者は、食品衛生法のルールを守り、消費者に対して安全で衛生的な食品の提供に努め、食中毒防止など食品管理には十分注意してください。
- (4) 酒類の販売をされる出店者で、缶ビール及び瓶ビールなどの容器を開封せずに容器ごと販売される場合は、各自青森税務署にて「期限付酒類販売小売業免許」を必ず取得してください。

※ 生ビールを販売する場合は、12～14オンス（360ml～420ml）のカップで、税込500円（以上）での販売をお願いします。

【感染対策について】

- (1) 催事従事者はマスクの着用にご協力ください。また、催事当日 37.5℃以上の発熱のある方は従事をお控えください。
- (2) 試食提供等においては、感染症対策に十分留意して実施していただきますようお願いいたします。

【清掃・ゴミ処理について】

- (1) 各自小間スペース内の清掃は各出店者が責任をもって行ってください。
- (2) 調理・販売時に発生するゴミは各自持ち帰りとなりますので、ご協力をお願いします。
- (3) 購入者が飲食したゴミは主催者側でゴミ箱を設置し、処理を行いますが、各出店者においてもゴミの分別について、ご協力くださいますようお願いいたします。
- (4) 排水は共同シンクを設置しますので、汚水は必ず共同シンクを使用し、排水口のゴミなどは使用した方が処理してください。(固形物や油は流さないようお願いします。)

【売上報告について】

- (1) 催事期間中、毎日営業終了後、当日の売上を本部に報告くださるようお願いいたします。
- (2) 毎日、準備時間に記入用紙を配付しますので、売上を記入の上営業終了後または翌日 17:00 までに本部へ提出をお願いします。(最終日は当日営業終了後提出)
- (3) 出店料については、催事期間中の売上を集計の上、後日納付額をお知らせします。

【販売物に対するクレーム】

販売物に対するクレーム等のトラブルについては、出店者において対処してください。
主催者は一切責任・補償を負いません。

【その他】

- (1) 市役所敷地内は完全禁煙です。会場ではもちろんのこと、市役所敷地内で喫煙しないようお願いいたします。
- (2) 当該イベントに関する周知や情報発信にご協力ください。また、イベント当日に会場内PR ステージで各店舗のメニュー紹介などを企画していますので、ご理解・ご協力をお願いします。

■ 申込先及び問合せ先

あおもり産品販売促進協議会 事務局
(青森市農林水産部あおもり産品支援課)
担当：嘉門、渡邊

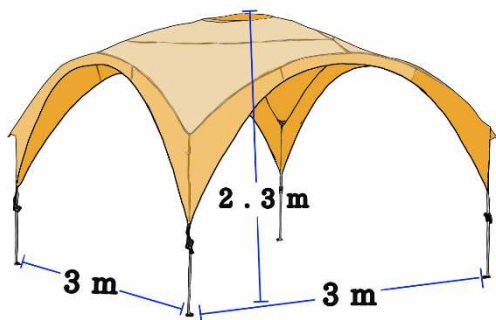
〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村 101-1
TEL：0172-26-6102 / FAX：0172-62-8125
E-mail：aomorisnpin@gmail.com

別紙（出店場所レイアウト）

※ステージ及びブースのレイアウトについては、変更になる場合がありますのでご了承ください。



<テント拡大図>



マルシェテント仕様
コールマン
パーティーシェードライト/300